第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方

（意見募集期間：令和7年 11 月 12 日（水）～同年 12 月 11 日（木）（案件番号：145210597））

意見提出者一覧

意見提出　4件（法人：0件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D

意見	考え方	修正の有無
意見1	考え方1	
○　通信インフラは、国民の暮らしと地域の持続性を支える大切な基盤です。 今回の省令改正案において、接続料の算定に用いる数値が更新されることは、制度の透明性と合理性を保つうえで重要な取り組みであると理解しています。特に、長期増分費用方式に基づく算定において、資産価額や保全費、補正係数などの数値が見直されることは、技術的な進展や地域の実情を反映するために必要なことだと思います。 一方で、今回の改正内容を拝見し、いくつかの点について制度の信頼性と公平性の観点から懸念を抱きました。以下にその趣旨を述べさせていただきます。 まず、メタル回線の保全費が大幅に上昇していることが確認されました。多くの地域で、1km あたりの保全費が 1.3 倍から 1.5 倍近くに増加しており、老朽化や保守体制の維持にかかるコストが高騰していることがうかがえます。これは、メタル回線の物理的な劣化や部品供給の困難化、技術者の減少など、構造的な課題が背景にあると考えられます。 一方で、光回線の保全費はメタル回線に比べて著しく低く、長期的には光回線への移行が合理的であることが示唆されています。光ファイバーは腐食や断線のリスクが低く、遠隔監視や障害検知も容易であり、保守の効率性に優れています。こうした技術的背景を踏まえれば、今後の通信インフラ整備は光回線を中心に進めるべきであると考えます。 しかしながら、地方においては光回線の敷設コストが高く、人口密度の低さから投資回収が困難であるという現実があります。そのため、保全費の差だけを根拠に接続料を算定すると、地方の事業者や住民が不利な条	○　ご指摘の「メタル回線の保全費が大幅に上昇していることが確認されました。多くの地域で、1km あたりの保全費が 1.3 倍から 1.5 倍近くに増加しており」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、本省令改正案の別表第４の３に掲げるもののうち、「メタル回線の保全費」に相当するものは、少なくとも「メタルケーブル延長1km 当たり施設保全費」があり、こちらはすべての都道府県において、改正後の数値が改正前に比べて約 0.75 倍程度に減少しています。 ○　その他、頂いた御意見については、今後の情報通信政策の参考とさせていただきます。	無

件に置かれる可能性があります。特に、メタル回線の保全費が上昇することで、接続料が高騰し、結果として通信サービスの利用が制限されるような事態は避けるべきです。 また、通信インフラの整備においては、NTT 東日本・西日本がユニバーサルサービス義務を担っていることを踏まえ、一定の公共的責任を果たしていることは理解しています。かつて国営企業として全国に通信を届けてきた歴史を持つ NTT が、今もなお地方の通信基盤を支えていることは、制度の信頼性の根幹にあると感じます。 しかし、民営化された現在において、NTT だけを特別に支援する制度設計は、他の事業者との公平性を損なう懸念もあります。通信事業は原則自由競争であり、KDDI などの事業者も地域の通信環境に貢献しています。特に、ケーブルテレビ事業者や地域 ISP など、地方で独自の通信網を整備している事業者の努力が軽視されることのないよう、制度設計には配慮が必要です。 通信インフラは、国家の安全保障や経済活動、個人の生活に直結する分野であり、資本構造や運営主体の透明性も重要です。 外資比率の高い事業者が通信基盤を担う場合には、情報保護や運用の信頼性に対する懸念が生じることもあります。 今後の制度設計においては、国内資本による安定的な運営体制の確保や、外資事業者との役割分担の在り方について、国民の安心感を損なわないよう丁寧な議論をお願いしたいと思います。 通信インフラの維持と発展は、特定の事業者だけに任せるのではなく、国・自治体・民間事業者がそれぞれの強みを活かして役割分担する仕組みが必要です。		

地域の暮らしを支えるという公共的使命を、制度として共有し、支え合える環境を整えていただきたいと願っています。 今回の改正案が、単なる数値の更新にとどまらず、制度の信頼性と公平性を高める契機となることを期待しております。 （個人 A）		
意見2	考え方2	
○　賃金上昇等のトレンドに抵触しないように、各社に請求する接続料はもっとあげる方が良いと思う。自治体によっては地域内で CATV 網などの目的で光ファイバーを設置したという事例もみられるが、これからの人口動態や規模の経済力を考えたときに、鉄道でいう上下分離方式の下部分にあたる部分は適切に措置すべきだと思う。 （個人B）	○　頂いた御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の情報通信政策の参考とさせていただきます。	無
意見3	考え方3	
○　本省令案により、長期増分費用方式に基づく接続料の算定に用いる数値を見直すこと自体は理解しますが、NTT 東西の第一種指定電気通信設備に係る接続料が利用者負担の観点から高止まりしないよう、利潤や資本コストの前提についてより慎重な設定を求めます。 接続料規則で定める期待自己資本利益率の上限値は、あくまで「上限」にすぎず、実際の金利水準や他産業の自己資本利益率、NTT 東西の資本調達状況等を踏まえたうえで、より低い合理的な値を採用することが望ましいと考えます。上限値をそのまま採用する場合には、その根拠と代替シナリオ（利潤率を抑えた場合の接続料水準）を含めて透明性高く公表し、審議会等で検証できるようにしていただきたいです。 また、メタルから光への移行や設備単価の低下、トラフィックの変化など、	○　頂いた御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の情報通信政策の参考とさせていただきます。	無

実際のコスト構造の変化が接続料の低減につながるよう、レートベースや投資等比率・貯蔵品比率等の前提も「効率的な仮想事業者」の姿を厳格に想定したものとし、過去の投資や非効率な設備を利用者負担に転嫁しないよう配慮を求めます。 （個人C）		
意見4	考え方4	
○　本第一種指定電気通信設備接続料規則改正を通じた接続料引き下げと通信公共料金化の提案 省令案を支持しますが、第一種指定電気通信設備の接続料改正を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。 5G/6G 拡大で接続料の適正化が重要ですが、大手寡占（シェア 90%）による料金高止まりが弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（地方普及率 75% vs 都市 90%、総務省 2025 年データ）。接続料引き下げだけでは不十分で、公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担 10–20%軽減が可能。 たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。 MNP 審査を簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で多様な使い方（低容量プランや IoT 特化、時間帯別速度制限）を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性	○　頂いた御意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の情報通信政策の参考とさせていただきます。	無

化。 中古市場も活性化します。端末販売を家電量販店に分離（自由価格設定）で余剰在庫廃棄を削減（CO2 排出 5%低減）。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末（バッテリー交換可能、OS 更新 10 年対応）を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担 15%軽減できます。 地方光回線普及を義務化し、公共料金化で固定電話終了後の IP 放送を推進すれば、地方の電波弱い地域（限定局しか視聴できない地域）でも安定した放送サービスが提供され、高齢者の情報格差を埋めます。これにより、通信全体の CO2 排出（インフラ効率化で 5-10%低減）にも寄与し、持続可能な社会を構築。 これらの施策で、省令案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。省令案に反映を求めます。 （個人D）		

以上